

2026年8月10日

株主各位

東京都千代田区外神田二丁目9番10号
株式会社栄電子
代表取締役社長 津田 百子

自己株式処分に関する取締役会決議公告

当社は、2026年8月7日開催の取締役会において、自己株式の処分について下記のとおり決議しましたので、公告いたします。

記

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 処分する自己株式の種類及び数 | 普通株式 11,200株 |
| 2. 処分価額 | 1株につき金 559円 |
| 3. 処分価額の総額 | 6,260,800円 |
| 4. 払込期日 | 2026年8月25日 |
| 5. 処分方法 | 当社を委託者とする「従業員向け株式給付信託」の導入を目的とし、受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対し、第三者割当の方法により自己株式を処分する。 |

以上